

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン越谷レイクサイドショッピングセンター（一街区）（二街区）（三街区）

越谷市越谷レイクタウン特定土地地区画整理事業地内三百街区二画地の一部および三画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年二月二十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千九百二十五平方メートル（一街区）、七千二十六平方メートル（二街区）、六千五百九十一平方メートル（三街区）

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇七三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八五六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇八平方メートル（一街区）、一七〇平方メートル（二街区）、一一七平方メートル（三街区）

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇立法メートル（一街区）、二〇立法メートル（二街区）、二五立法メートル（三街区）

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 五カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十二年四月十九日

二 縦覧期間

平成二十二年四月三十日から平成二十二年八月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月三十日から平成二十二年八月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課